

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生活交通確保対策運行費補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	地域住民の生活交通の維持確保のため、バス路線の運行に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 一部の路線については、国・県との協調補助。
補助事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象経費	路線バス運行に係る経費（国県補助を除く）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	261,243千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	廃止代替路線：10分の10以内 地域間幹線系統：10分の10以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由  生活交通の維持確保の観点から、市単独補助路線の運行費欠損額を補助するため。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  バス路線の維持について運行実績などから総合的に判断する。
補助制度開始	平成21年11月24日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）  佐渡市内で該当する事業者は、新潟交通佐渡株式会社のみ
事業担当	（担当部署） 企画部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184